

令和2年第3回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

令和2年9月2日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 議案第42号 本巢市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第43号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第44号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第45号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第46号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第47号 本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第48号 令和2年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第8 議案第49号 令和2年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 認定第1号 令和元年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第2号 令和元年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第3号 令和元年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第4号 令和元年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第5号 令和元年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第6号 令和元年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第7号 令和元年度本巢市水道事業会計決算について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	大野 一彦
教育長	川治 秀輝	総務部長	畑中和 徳
企画部長	洞口 博行	市民環境部長	久富 和浩
健康福祉部長	高橋 誠	産業建設部長	原 誠
林政部長	饗場 昌彦	上下水道部長	翠 直樹
教育委員会 事務局長	青山 英治	会計管理者	谷口 博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	成瀬 敏和	議会書記	大久保 守康
議会書記	山本 憲	議会書記	松井 俊英

開議の宣告

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 議案第42号（質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第1、議案第42号 本巢市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

この議案第42号につきましては、お示しのとおり本巢市役所の位置を定める条例の一部改正でございますが、率直な質問でございますが、私が思うに、まだこれに示されておる位置については建物が建っておらんばかりか、土地も本巢市の土地ではございません。

そういった中において、この位置に本巢市の住所を移転するという条例改正については、私といたしましては違和感がございます。なぜこういうことをしなければならないのか、まずそこについて御質問いたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

まだ建物等が建っていない状況でどうだという御質問でございますけれども、これにつきましては、いろんな特別委員会等々でも申し上げてまいりましたとおり、今後事業認定等々かけていく上で、こうした条例改正等の議決証明が要するというのも一つでございますし、先般御説明をさせていただきました補足説明の中でも、施行日についてはまだ規則の中で定めるという状況でございますので、一番大きいのは、やっぱり事業認定をかけていく中でこうした議決が必要だということと御理解をいただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（鰐本規之君）

9番 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今の説明ですと、事業認定を進めるに当たって議会の同意、議決が必要だと、だから先もってここに住所を移転するという説明でございますよね。

事業認定が必要だということはあっても、私が率直に疑問に思うのは、いわゆる他人の土地に、施行日は後であっても、今条例改正をやってここに住所を移すということの不自然さがございます。

今の時点では、当然まだ本巢市の本拠地はここであるわけでございます。であるとすれば、お聞きするところによりますと、既にこの場所の入札の執行が8月5日に公告をされ、19日に入札の執行がされたという事実があります。

この点については、我々が議員としてこういったことを審査するに当たって、果たしてこのやり方がいいのかどうかという私は疑問があるわけでございます。その入札執行との関連についての御説明を願いたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問に対しての答弁を、畑中総務部長に求めます。

○総務部長（畑中和徳君）

これにつきましては、6月の庁舎整備検討特別委員会の皆様からの委員長報告、あるいは全協での御説明等々によりまして、市といたしましてはおおむね御理解をいただいたというところで、6月の補正予算におきまして、こうした予算の御議決をいただいたというところでございまして、早期に、先ほども、くどいようでございますけれども、事業認定にそうした図面等々が必要でございますので、そうした点から早期に着手したものでございます。以上です。

なお、その発注時期につきまして、そうした条例改正前に発注していたという時期につきましては、大変配慮が足らなかったというところで反省しておるところでございます。よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（鰐本規之君）

9番 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今、発注時期については配慮が足らなかったということはお聞きをいたしました。そういった問題ではなくて、我々も議員でございまして、こういった執行部提案の議案を審査するに当たって、やはり我々、行政、そしてそれを審査する議会においては、やはり市民はこういった行政につきましては特に信頼を寄せて、いろんなことの、そういった信頼の下に市民の皆さんがこの行政を進めることに同意をして、市政が運営をされていくということでございます。我々も負託を受けた議員でございまして、そういったことを整合性をきちんと見極めて、責任を持って議案の審査に当たる、私たちは責務がございまして。

先ほど事業認定の申請に当たり、議会の同意が必要であると、だからこの提案をしたんだという

ことと、入札執行に当たっては、6月の定例会においてこの測定の補正予算を認めていただきたいので執行したということですが、そうであるならば、その事業認定に必要な議会の同意、証明というものは、この折しかないのかどうか、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、畑中総務部長に求めます。

○総務部長（畑中和徳君）

事業認定に添付する書類といたしまして、今申しておりますところは、条例の一部を改正する条例の制定、もしくはこれに代わる確約書というものでございまして、この確約書についても今の執行部が提案しております早野地内に建設するといった確約書のどちらかを添付するということでございますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（鰐本規之君）

9番 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今、その事業認定の申請に当たっての証明の部分、そこについては今回の条例改正で議決をするか、もしくは議会の同意した確約書が必要ということでございますので、私たち議会も、これまで庁舎建設に当たってはいろんな形で、またいろんな委員会もつくって、そこで練り上げてきたわけでございます。

先ほどの答弁でございました、確かに6月議会で測定の補正予算を認めた。そしてまた、議会は特別委員会をつくって、こういったことについても十分審査をしてきたという中で、6月定例会の最終日の全協において委員長報告があり、同意したという格好にはなっております。

であるならば、私は行政が進める本来のやり方、正しいやり方というのは、やはりこの入札の執行と、この条例改正が必要であるなら、それは一日でも可決が先であるべきで、それを確認した後に入札の執行をして事業に取りかかる、これが行政の、市民から信頼を受けておる行政のやる施策の進め方だと、これが正しい順番だったというふうに私は思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、大野副市長に求めます。

○副市長（大野一彦君）

その点につきましては、昨日にもお話をさせていただきましたように、配慮が足りなかったということは、率直に私どもは反省をいたしております。

私どもとしては、議会の皆様方に御理解をいただけるように、機会あるごとに御説明をさせていただいたというふうには思っておりますが、結果としてそういう点の配慮が足りなかったという点につきまして、再度おわびを申し上げさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（鰐本規之君）

質問は1人3回までということはおおむねのルールになっておりますけれども、議長の裁量によって質問を許します。

9番 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

それでは、すみません。御配慮いただきましたけれども、最後の質問にします。

先ほど申し上げましたが、やはり執行部が、議会の同意をいただいたのでこの場所に建設することで進めたんだということであれば、この条例についても正々堂々と議会に同意書なるものを求めて、それを添付書類として提出して進めていく、そのやり方が私は正しいやり方であって、本来のやり方であるというふうに思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

先ほども申し上げさせていただきましたが、基本的にはやはり条例改正の御議決をいただくというのは原則だろうと思っておりますので、それがどうしてもできない場合には、それに代わる確約書というところがございますので、まず御議決をいただきたいというところで提案させていただいたものでございます。

○議長（鰐本規之君）

よろしいですか。

○9番（黒田芳弘君）

何回質問しても、私が納得できる回答はいただけませんので打ち切ります。

[挙手する者あり]

○議長（鰐本規之君）

上谷議員。

○15番（上谷政明君）

ちょっと今日、喉の調子が悪いんですけども、どうしても言わないかんことがありますので言わせてもらいます。

私も二十何年、町議会議員から議席の末席を汚させてもらっておりますが、いろんなところでこういう問題が出てきます。特に重大な問題について、説明不足だった、いや、これは話をしてあるけど同意を得るには説明がちょっと足らなんだ、そんな話がずうっと聞かされております。それによって、配慮が足らなんだ、説明不足で申し訳ない、それでは議会改革として、一丁目一番地の議会の改革含めてのものとして、非常に不満に思います。この席にはもう鶴飼静雄議員はおりません。彼ならどう言ったのでしょうか。私よりかもっとひどいことを言ったと思います。

どうかひとつ、しっかりと議員とコンセンサスを保って、そして話し合いの場を設けて行っていただくのが、僕は議会制民主主義の本来の姿だと思います。私は、苦情になるかも分かりませんけれ

ども、とにかく執行部のほうの反省を促します。

○議長（鏑本規之君）

これは質問でもないし、要望ですか。

〔挙手する者あり〕

上谷議員。

○15番（上谷政明君）

一言だけ、私の話についての答弁はいただきたいと思います。

○議長（鏑本規之君）

ただいまの上谷議員に対する答弁を、大野副市長に求めます。

○副市長（大野一彦君）

ただいま、本当に貴重な御意見をいただきました。

本当に肝に銘じて、今後皆様方と情報交換を密にする中で、しっかりと市の執行に当たっていきたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鏑本規之君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、私も質疑を行いたいと思いますので、副議長と交代をいたします。

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（瀬川治男君）

それでは、議長が質疑を行われますので、会議規則第54条の規定により、私が議長の職務を務めます。

〔挙手する者あり〕

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

私は議長の立場がありましたので、今まで思うことがあってもなかなか発言する機会がなかったと思っております。そういう中において、この35億ものお金を使うことを決定をする、今議会の42号の案件について、少しお聞きしたいことがあります。

議長におかれましては、会議規則、ルールの中において質疑応答は3回までということになっておりますけれども、その点においては少し御配慮を願うことをお願いして、私が質問をさせていただきます。順序よくいきますと4回以上になりますので、よろしく願いいたします。

まず1点目に、黒田議員からも指摘があったかと思えます。その中において、庁舎検討特別委員会の意見を聞き、そして議員の総意という解釈の中で測量を行ったというような答弁がありました。そのことについての指摘は黒田議員から指摘されたとおりでありますし、また答弁においては反省をしているということでもありますけれども、また大先輩である上谷議員からも指摘がありました。議員としてそれが許せることか許せないかということになれば、議会として、また議員として、そ

れを反省しているからよしとすべきものではないと思っております。もしこれをよしとしてしまえば、この議会、市民から負託を受けた議員として、審議をする前に、また議員として決定をする前に、その場所が決定されているように思われる案件となってしまいます。

そこで、改めてお伺いをいたします。同じ質問になるかと思えますけれども、測量の入札を8月18日に決定しました。8月5日に出して、8月18日に決定をしたわけでありまして。今回私も、この案件においては緊急性を要するであろう、時間がないと言われるので、最終まで結論を持ち越すこともなかろうかという思いの中で、20日以上早くの採決をするように今日求めたわけでありまして。議員各位においてもそのことは承知をいただき、決定をさせていただいたわけでありましてけれども、そういうことを鑑みれば、8月18日に入札を決定しなければいけない理由、また先ほどの答弁等々を伺っていても、やらなければいけない理由にはどうしても結びつかない、そういう思いをしております。そういう中において、この議案がまだ通るか通らないかということにおいて測量を行わなければいけない理由を、改めてお尋ねをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、畑中総務部長に求めます。

○総務部長（畑中和徳君）

先ほど来の繰り返しになろうかと思えますが、基本的には6月議会でお認めいただいたところで仕事を発注したわけですが、いずれにしましても、先ほど申しましたように事業認定等々につきましては、こうした測量図等が添付が必要でございますし、今後の諸手続等を考えますと、現時点におきましてもスケジュール的に非常に厳しいという中で発注をさせていただいたものでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

いいですか、私はそんな質問もしていないし、そんな回答を求めて言っていない。やらなければいけない、極端なことを言うと、ルールを無視して、なおかつここにおられる市民の声の代弁者と言われる、市民から選ばれた16人の議員の立場も無視してまでやらなければいけなかった理由は何ですかとお尋ねしているんです。やらなくても、この議決が済んだ後、測量の入札をしても何ら問題はないと思う中において、どうして入札をしなければいけなかった、ルールを犯してまでやらなければいけなかった理由を説明してくださいと言っているんです。

その理由が、少しルールを逸脱しているけれども、議員各位においてそれなら仕方がないだろうと、まあやむを得ない、片目はつぶりましようと思える回答なら、議員としてそれをよしとすることも、また市民に対しての説明もできます。けれども、今の答弁では、市民の多くに説明をしたときに、必ず何でというものがついてくるし、あなたたちは議員として何をしているんですかと問われる。

ですから、議会は市民に対して説明する責任がある。そして、いいにつけ悪いにつけ、市民から理解を得ることが議員の最大の使命だと思っております。ですから、議員が市民に対して、これこれこういう理由において、こういうふうにおいて少しルールを逸脱して、これこれこういうことをしたけれども、これはこれこれこういう理由であるということが説明ができて、そして市民の人が納得してもらえる回答が得られなければ、この質問は終生続くであろうというふうに思うわけでありませう。

先輩議員の上谷議員が要望も踏まえたようなことで先ほど質問をしておりましたけれども、先輩議員でもそういう思いをしておるといふことなんです。ですから改めて、少し法を犯してでも、また議員の立場を鑑みなかったら鑑みなかったでいいんですけども、市民に説明のできるような回答を改めて求めます。議長においては、1回、2回ということは、これは同じ質問でございますので、答弁が変わらないようによろしくお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、大野副市長に求めます。

○副市長（大野一彦君）

結果といたしまして、再三お話をさせていただいておりますが、配慮が足りなかったということの中で、私どもといたしましては、6月の定例会の最終日の全協での庁舎整備検討特別委員会からの報告を受け、さらにその中で特に質疑等がなかったということ踏まえて、ある意味私どもの解釈の中で、また6月定例会における補正予算で事業予算も認めていただいたというようなことも踏まえる中で進めさせていただいた、判断の下で進めさせていただいたということでございます。

何遍も本当にお断りをさせていただきますが、そういう点で結果として配慮が足りなかったという点につきましては、反省をいたしているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

ただいまの答弁の中に、庁舎整備検討特別委員会の意見を踏まえてということでもありますけれども、この庁舎整備検討特別委員会というものの設置を、私が議員皆様をお願いをして了解をしていただき、そしてできた特別委員会であります。そして、そのメンバー構成においても、議長という立場において、議長からの指名ということで、メンバーを私なりに選ばせてもらったわけでありませう。そして、この委員会は、何を主にして特別委員会として協議してもらいたいかという思いは、議員皆様から承知をいただいたときに、私たちが入っていた、私たちというよりも、私と瀬川議員と上谷議員と河村議員が議員の代表として入っていた庁舎検討委員会の中で検討されたことは検討されたこととして、議員として新たな思い、前の有識者会議の答申、また私たちが入っていた答申とは別の、またかぶっても結構なんですけれども、そういうことのない広い視野の中で、造ることが正しいのか、また増築が正しいのか、もしくは場所はどこがいいのかということ審議していただき

たいという思いから、この特別委員会の設置を求めたわけであります。

そして、メンバー構成においては、庁舎検討委員会の中において参加されていた瀬川議員を含めてメンバーを選びました。新人の議員も4名選びました。それは、庁舎を造ること、議員として財政がどういう状況の中であり、今のこの時世の中において、本当に35億ものお金をかけて庁舎を造ることが正しい選択なのか否か、議員としての知識と今まで培った経験等を踏まえて、大西議員はじめ先輩議員を3名ばかりその中に選ばせていただき、そしてそういう議論の中でいろんなことを勉強できるであろう、またいろんな知識が得られるであろうという思いから、議席数の若い新人議員と言われる3名と2期生の堀部議員を私が選んだわけであります。

その中で議論された内容を、私も議長として全部ではありませんけれども参加をさせていただいた議論の中においては、私たちが参加していた庁舎検討委員会の示したAという地域とBという地域、どちらかで選択をしてくださいという条件がつけられた。そのことにおいては他の議員からも、協議の仕方がおかしいのではないかという意見も多々出ておりました。けれども残念ながら、どういふ思いがあつてなのかよく分かりませんが、今の結論に至るように導かれたような議論がされて、そしてその中で、先輩議員は頑としてこの案件においては承服しかねるということで、多数決の中においては古参議員は反対であり、新人議員は賛成という形が取られて結論が導かれたわけであります。その意見を議会の総意として判断をして、この地域においてももう決定したから測量を行ったという答弁に思われますが、もし違ふようであるなら、また御説明をお願いしたい。

また、そのことについての入札については承服しかねるという思いの中で聞いておるわけでありますので、反省をしておりますだけでは当然市民の理解は得られない。私はそう判断しておりますので、答弁をされた副市長に改めてお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

私どもといたしましては、議会における庁舎整備検討特別委員会でのいろんな角度から御検討をされ、6月の定例会の最終日に御報告があったものということで、その中身についてはもう本当に十分議論がされたものだという認識の下に、こういった判断をしたところでございます。

先ほど来申しておりますが、結果としていろんな配慮不足という点につきましては、率直に認めさせていただきます。

[挙手する者あり]

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

これは、反省しております、反省しておりますしか言わない。それならもう一つ、今副市長をしておられますけれども、私たちが参加した庁舎検討委員会の在り方について、あなたも担当のトップでありましたので、お聞きをいたします。

この検討委員会は、新庁舎を造ることが大前提で開かれた委員会であります。けれども、そこに参加した多くの市民、15人だったと思うんですが、議員を除いて11名、その中には若い人も見えたし、財政的に詳しい人も見えた。また議会からの代表としては、長年その当時から会計監査をやっていて、財政的にどういふ問題があるかということも熟知している上谷議員も参加していただいて議論したわけでありまして。

庁舎を造ることが大前提の中で、場所の選定を行っていったわけなんです。けれども、そこに参加していた若い市民の方、その市民の方とはいまだに私は交流がありますけれども、造ることが前提だけれども、本当に造ることをよしとするのかというような声が、そのメンバーからも聞こえてくるわけなんです。けれども、造るということが大前提の中で議論されてきて、そして導かれた結論なんです。そしてその中で、その当時は大野企画部長だったと思うんですが、そこに答申が出され、そのことが市長のところに行っているわけなんですけれども、内容においては。そのときに、この文章は3回書き直しをお願いしている。そこには強い、今のこの本巢市に本当に新庁舎を造ることが必要だろうかという思いを託すということも踏まえて、また上谷議員からの提言も踏まえて、その提言の中の初めに何と書かれているか、副市長は御存じですか。

もし御存じないなら、私が述べさせていただきます。健全な財政運営の下にと書いてある。健全な財政運営が継続できるなら、裏を返せば、35億の新庁舎を造ってもいいですよということが書かれている。ですから、この特別委員会も私がお願いしたのはその意味もあって、議員として広い分野の中で財政も考え、10年先の人口の推移も考え、そして議員として結論を見いだしてくださいという思いで託したわけですが、残念ながらその方向に至らなかった。だから、私たちの参加した庁舎検討委員会は、あくまでも庁舎を、お金があろうとなかろうと、庁舎を造るんだということが大前提でつくられた委員会なんです。その委員会の答申が、まさに役場を新品で造りなさいよという答申にすり替わっているような気がしてならない。

ですから、そのときにあなたは、秘密会ですからぺらぺらしゃべるわけにもいかないだろうけれども、この場に至っては市民のためにも、ある程度の議論の内容においては、人が傷つかない、その人の発言が誰だか分からない程度で私は述べたいと思っているけれども、非常に議員として恥ずかしいような質問もあったし、賛成の話もあった。けれども、それを議論しているうちにだんだんとそのことの意味が、ああ違うんだということが分かってきて修正をした議員もいます。かくいう私も、どちらかというところ知識不足というところもあった。そういう中で結論を見いだしたことです。

ですから、そのときの雰囲気、また何を目的としてその委員会の云々、そしてまたなおかつ結論の中においては、人口重心ということで前の4人の有識者が決めた、半径1キロ以内に新庁舎を造る、これも新庁舎を造ることが大前提で、1キロ以内という枠はつくられた。そして委員会の中で、それなら中心から東がいいんですか、西がいいんですか、南がいいんですか、北がいいんですかという、大根を切るような形でずばっと切られた。そうしたら、今の都市公園よりも南のほうがいいであろうという結論に至る。

市長におかれましては、なるだけ後々の面倒が起きないように、砂利の採掘がないようなところを選んでくれよというような要望もありましたので、砂利採掘のところは極力避けて候補地とするようにというふうなことが述べられた。そして、幹線道路沿いに、都市計画の関係もありますので、そこにしてくださいよということが後で述べられた。そして、絞られていく中で、おのずとできるところは二ところに絞られてしまった。その場所はいいとか悪いとかではなしに。それがA地域とB地域となったわけでありませう。

このA地域とB地域と選んだけれども、新庁舎を造るならどちらがいいんですかと尋ねれば、100人中90人、もっと言うなら99%、Aのところがいいと言うのは分かり切っているんです。誰が見てもいいんです。けれども、私たちの委員会の中においてはAとは定めていなかったはずなんです。Aも含め、Bも含め、そして協議の中において、AもBもどちらに造ってもさほど変わりはないということが意見の中で述べられていた。そして最終的な答申というものが出された。もし私が今おしゃべりをしたことに間違いがあるようなら、その当時のトップである副市長に指摘をしていただきたいと思っております。また、私が今質問したことに間違いがあったかなかったか、お聞きをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

この庁舎の整備につきましては、遡りますと合併調整の中で本庁舎の位置を決めるところからスタートしていくかと思うんですが、新庁舎、新しい庁舎については合併後検討するという事の中で、私どもといたしましては平成19年頃から、庁舎の統合がどうなるかというところで検討を内部的にスタートしてまいりました。その後、内部検討を進める中で、いろんな案を持つ中で検討して数年が経過していったわけなんです。その後、平成27年に庁舎統合検討委員会という組織を、外部委員の方にも入っていただく中で設けました。それで、庁舎統合検討ですから、統合することがどうだということを踏まえて、まず検討いただきました。その中でいろんな要因がある中で、統合することは妥当だろうという方向性を市としては持ちました。その後、じゃあどこに統合するんだという中で、いろいろ案が当時も出てまいりました。それで、市といたしましては当時、現在の本巢本庁舎の東側を中心に増築をしたらどうだという案も御提案をさせていただく中で、その庁舎統合検討委員会で御検討をいただきました。

しかしながら、その委員会では最終的にこの案は認められなかったという中で、その委員会はひとまずそこで終わりました。ただ、終えただけではいけない中で、私どもといたしましては、そういう中では、じゃあこういった行政に直接関わりのない有識者の方に御意見をお聞きしたらどうだろうという中で、大学の先生等をはじめとする、いわゆる学識経験のおありの方、こういった有識者の方4名をお願いをいたしまして、検討をさせていただきました。それが平成29年に有識者会議を設置いたしまして御検討をいただいたと。それで、先ほど鏗本議員からお話がありましたように、その委員会といたしましては、いろんなまた検討をする中で、人口重心により近いところも一つの

材料として、本巢パーキングエリアを中心として半径1キロが妥当だろうという御意見をいただいたという中でございます。

そういうことで、今度は次の段階、じゃあ新しい庁舎をどういう場所に、どういう庁舎を造っていくんだということを狙いの下に、庁舎整備検討委員会という組織を立ち上げ、議会議員の方も4名委員として御参加いただく中で、その委員会を設け、検討してまいりました。その結果、これも先ほど鏑本議員がおっしゃられますようにA案、それからB案、いずれも甲乙つけ難いという中で出てまいりました。

この有識者会議、また庁舎整備検討委員会、この委員会とも、私ども執行部がここにしたいとかあそこにしたい、ああしたいこうしたいということは一切申しておりません。あくまでもそれぞれの委員会でゼロベースで御検討いただく中で、そういった結論になってきたと。ただ、意見といつかいろんな質問に対しては、その都度的確に資料を基に御提示をする中で御検討をいただいたというところでございます。

そういう中で、庁舎整備検討委員会にあっても、有識者会議の方で諮った結果、こういった御意見がありました、ただし何もその中を中心に選んでくださいという働きかけも一切いたしておりません。それも議員が御承知のように、A案、B案、C案、D案、いろんな御意見が出たのも間違いございません。それに対して執行部側があそこはどうだこうだと言ったことも、私が記憶している範囲内ではございませんし、そういう中でA案、B案が庁舎整備検討委員会で示されたということで、これが平成30年にこういった御報告をいただいた。その後、市といたしましては、そういった検討、過去の経緯も踏まえ、それぞれの委員会の御意見を踏まえて、今後じゃあどこに造るのがいいんだらうということは内部的に検討をスタートするというところで、これも議会の全員協議会の場でお話をさせていただきまして、こういったことを踏まえて、今後は土地の履歴でありますとかいろんなことを踏まえて、場所をまた御提示をしながら進めていきたいという御説明をさせていただきましたのが平成30年、平成30年度と言ったほうがいいと思いますけど、そういう形で御報告をさせていただきました。

その後、議会の中に庁舎整備検討特別委員会という特別委員会を御設置いただいて、議会としてのいろんな御検討をしていただく中で、今年の6月にこういった委員会の報告をいただいたというところでございますので、おおむね私の記憶している流れはそういう状況でございまして、鏑本議員が先ほどおっしゃられたような流れとほぼほぼ何も否定するものではございません。

ただし、私どもがあそこにしたい、ここにしたいということで委員会を設けたことは一切ございませんし、その都度ゼロベースで御検討いただいたというふうに認識をいたしております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。最後にしてください。

○8番（鏑本規之君）

この件については、今説明がされたとおり、何遍聞いても説明の中で議員が市民に説明のできる
段位ではない。

ただ、この今ルールの中でずうっと述べられた委員会、最初につくられた委員会等々には、今から
らで言うとは何年になるのかな、28年に委員会ができていると思うんだけど、だから4年前ぐら
いになるのかな、2016年ぐらいになると思うから4年ぐらい前だと思う。これは瀬川議員が議会の
代表というような形で入っている委員会だろうと。その中においては、やっぱり今言われたとおり
新庁舎を造ることについて云々ということについての同意が得られなかった、また市が求めるよう
な回答が得られなかったということから、次にあなたたちがやった行為というのは何かというと、
有識者会議。この有識者会議というのは、4名の大学の先生か、教授か知りませんが、4名
の方に有識者会議というのは諮られた。そして、新庁舎を造ることの大前提で、そのときの
結論が、造るとするなら半径1キロ以内という結論だったと。

それを踏まえて、次に、私に言わせればガス抜きみたいなもんなんだけれども、先ほど私たちが
入っていた、瀬川議員も入っていた、上谷議員も入っていた検討委員会というものが立ち上げられ、
そしてその中の主導的な立場を取る委員長は、その有識者会議に参加していたんでしょ。その
メンバーが一応主導的立場でいた。そして、その人の思いの中において、議論がそういう方向性に
導かれていった。そして、何もあなたたちが導いたとは言わないが、そりゃあ導きましたなんて言
ったら偉いことになるから言わない。そして、少しずつ来ると条件がぼつんぼつん出てきた。
最後にはA地域のところにまとまるときに、私も含め、その地域には砂利の採掘したところはある
ませんかとお尋ねをしたところ、あるともないとも言わなかった。けれども、あることは承知をし
ていた。だから、私の記憶が間違いかという思いで、そのときの複数のメンバーの方に電話をかけ、
どうでしたかね、記憶をたどってそんな話ありませんかとお尋ねをしたところ、そんな話は一つも
聞いておりませんよという話でありました。

なぜ砂利採掘のあるところがあると報告をして議論をさせなかったか。片一方においては、ここ
はフェロシルトが出てきたところであり、砂利を掘ったところでもありますよということはおのずと
分かるようなふうに議会の中で出されている。そして、都市計画の云々で道路ということになって
くれば、おのずと、先ほども言ったようにA地域とB地域しかないんです。3万平米を超える広い
敷地と言われるところは、もう二ところしかない。正式には、そのBと言われるところの西側も一
応農地としてあるわけなんですけれども、そこは文化財が出るということで、おのずと時間的に間
に合わないということで削除された。だから今、副市長が導いたわけはありませんよというけれど
も、おのずとそこに導いている。だから、庁舎を造ることにおいて、またあえてAでもBでもどち
らも変わりはないですよというようなことが述べられて、そして終わったはずなんです。そのこ
とを頭の中に念頭に置き、そして今、庁舎整備検討特別委員会、また議員たちの総意の中において、
今出されている地域をよしとしたと判断するとするなら、とてもじゃないけれども、そのことが市
民に了解が得られるか否かということ是非常に疑問であります。

また、私の一般質問等々の中において、この地域が最適であるとも述べているし、市長さんの答

弁の中においては、私が3万二、三千平米の中において砂利採掘したところはありませんかとお尋ねしたところ、市長さんはこう答えておられます。検討委員会からの報告によりますと、そこに砂利採掘の跡はありませんというふうに伺っていますと答弁されております。この答弁が正しいとするなら、委員長が市長に答申、また報告をした中に偽りがあるということになる。その偽りを基にして、この市民が50年も使うであろう、またこの財政の厳しい中において、35億もの金を使って造らなければいけないことが決定されとなれば、それこそここにおける市民の代表と言われる議員の方たちが、どうして市民に説明ができれば、議会の中の政治と言われるものは、政策の政にしても、政治の政にしても、あの政は正しいということが書いてある。正しくない政策、政治というのはあったらいかんわけです。

今、測量のことで質問をして、そして答弁を求めている。まあこれは同じような答弁だ。また、それを踏まえて委員会の中において、またいろんな文教福祉委員会等々の委員会、また全員協議会の休憩のとき等々において、また市長さんがよく述べられている、A地域でなければもう役場は造りませんよと、そういうお話を常々されている。それで、もしそこが否決されたら、もう私は造りませんよということは、検討委員会の中で役場を造ることが目的で役場を造る議論がされているのに、その土地でなければ役場を造りませんよということになると、今までの議論は何だったかということになる。逆に言うなら、その土地を買うことが目的というふうに市民から取られても仕方がないだろうという思いがしている。

そういう中において、市長さん、後で言ってくれりゃあいいよ。何かあるのかというふうに疑われる。思い違いと勘違いは相手の勝手とって先輩議員がよく言われるけれども、思い違いと勘違いは。だから、そういうような思いが世の中に何となく響き渡っている。だから、私の知るところでは、警察も何かあるんじゃないかと言っていろんなところに聞きに歩いていると。こんなことを思われる議案において、どうして測量までして云々ということの整合性で、今言われた答弁で、市民の方たちにどうやって説明できるの。

最後と言われるなら最後でも結構なんですけれども、私はまだ聞きたいことが山ほどある。どう見てもこの案件において、素直にはい分かりましたと言える案件ではないというふうに思っている。もし私の言ったことで市長さん、今何かもそもそしておられるけれども、市長さんが今言った、そこでなければ造りませんよと、糸貫の分庁舎、あれはもう古いから、壊してそこに分庁舎建てますよと、こうやって言っている、この発言は私一人が聞いているわけじゃない。となると、分庁舎方式をつなげていきますよとなれば、新庁舎を造る委員会の意味合いもなくなるだろうし、だからどう見ても整合性が取れない。

最後ですので、またこのことについては私の一般質問でも厳しく追求しますけれども、答弁があるとするなら、市長から答弁をお願いいたします。

○市長（藤原 勉君）

一般質問のときに、いっぱいやりましょう。

○副議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

この問題は、聞けば聞くほど訳が分からない。

議員になった当初、私たちのグループでは、もう合理的にお金をかけなくて本庁舎の増築、これが一番いいなあという話も後で聞きました。今回、私たちの委員会ですらいろいろと週1回勉強会やっておるんですけど、庁舎問題、今当たり前のように議論されているが、市民の声ってどこにあるんだろう、その有識者会議が市民なのか、庁舎検討委員会、この議会の代表が声なのか、私の力不足でこういう場に入らせていただけなかったことは非常に悔しい思いをしております。

次に、これを市民に問いかけてアンケートでもやろうかと言っていた矢先に、新聞の記者発表がありました。私も一般質問でこのことをきちっとメインに持ってやろうとしておりました。私たち共産党、小さな声でいつも何でも反対みたいな立場なんですが、民主主義というものを振り返りながら、その中で生きているわけですから、自分の意見を通す場がない以上、独り言のように反対、反対とやっているわけですけど、私はずうっとこの流れを聞いていましたら、ほとんどこの庁舎問題はありきだと、糸貫庁舎の問題もありますから、これは仕方のないことだと、先輩議員たちが決めてきてこういう流れになったんだろうというふうに妥協して今日まで来ました。

今日もいろいろ話を聞いていますと、何か今まで粛々と進められてきたものが急に反対の方向へ動こうとしています。ちょっとこれは何を信じたらいいんだろうかということを考えていきますと、やっぱりこの議会制民主主義といいますか、庁舎検討委員会であったり有識者会議であったり、その意見がそっちへ導かれたと今言われましたけど、まあ自然の流れかなあという。ただ、今財政厳しい中で、羽島市もそうでしたけど、庁舎のくわ入れ式が財政厳しく、基金が枯渇するという中で始まったということもあります。

まだまだ本巢市はちょっとゆとりがあるのかなあというふうには、僕はいいふうに理解して今まで黙って見てきました。今、一人の議員として黙っているわけにはいかないということではしゃべっているわけですけど、先輩たちは、私たち新しいものに、いいほうへリードしていただけるものだとずうっと思っていました。ただ、迷わせる意見ばかりで、やっぱり自分は自分でしっかり意見を持たないかんということを改めて感じました。これで言いつ放しで終わりということなんですけど、この問題、慌てることはないというふうに本当は議論していただきたいんですけど、合併特例債ありきだから早くやらないかんというのが、いかにも建前という格好で、格好はいいんですけどね。でも、そのお金、35億と、どこから出てきたお金か知りませんが、勝手に話されているけど、そんな立派な建物が今必要なのかということも考えながら、もうちょっと冷静に議論していただきたい。別に一步立ち止まって考えていただいてもよろしいし、今日取りあえずのこの予算に議決が求められているわけですから、慎重に議員各位には検討していただきたいということで、私の意見は終わります。

○副議長（瀬川治男君）

質問じゃないんですかね。今、質問の時間ですので。

○8番（鰐本規之君）

質疑終わったで、代わらないかん。議事録載らへんで。

○副議長（瀬川治男君）

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長の質疑が終わりましたので、議長と交代をいたします。

〔議長 議長席へ着席〕

○議長（鰐本規之君）

質疑の途中でありますけれども、1時間以上経過しましたので、暫時休憩といたします。

10時25分にお集まりください。

午前10時13分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 澤村議員。

○6番（澤村 均君）

先ほどの続きになりますけど、こういう市民が迷うようなこの今の状態、これはやっぱりマスコミの発表のタイミングが少し早かったのかなと、そういうことを踏まえて市長さんにお尋ねしますが、安倍首相がいつも丁寧な説明をと言いますが、市民に対して丁寧な説明が一言あれば、こういう疑心暗鬼にならないのかなあと僕は思います。そこで一言だけ、今回のマスコミの発表のタイミングとか、市長の口から言葉を発していただけるのが一番明快な分かりやすい説明だと思っておりますが、よろしくをお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの御質問についての答弁は、誰かされますか。

○市長（藤原 勉君）

僕がします。

○議長（鰐本規之君）

それでは、藤原市長に求めます。

○市長（藤原 勉君）

今回の発表というのは、既に市役所をどうのこうのという議論はずうっと、先ほど来お話ししたとおり、平成19年から議論は進んできているということで、もうほぼ10年来の話題になっておりまして、その都度その都度、新聞、それから議会の報告等々のことをやってきておりますので、皆さん方には、それなりに関心を持っていただいている方にはやっているだろうと思っております。

今回、発表したというのは、これは先ほど来、部長等と副市長のお話がありますように、今回いよいよ場所を正確に正式に決めるに当たって法的な手続が出てくるということで、議案第42号ということで今回条例を提案させていただいたということで、その議案の一連の発表の段階で、新聞、マスコミに議案第42号ということで、こういうことですよということで発表したということであり

ます。ちょっと補足しますが、そのほか庁舎の建設云々の関係というのは、ずうっとここ数年、毎年関連予算を計上しておりますので、庁舎の建設に向かって動いておるだろうということはそれなりに御理解いただいておりますというふうに思っておりますけど、ただ、一つ一つ、これについてはこれということの発表をやっていないということがあるのかなど。ただ、私は自治会長会とかそういうときには、いろんな懇親会の場の中では、自治会長さん方にはいろんな話題、会話の中で庁舎の話などは常々、ここ数年、聞かれますので、ほとんどお話をさせてきていただいております。

○議長（鰐本規之君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今議題となっております議案第42号でございます。庁舎の建設整備に係る大切な議案でございます。

私はこれまで、庁舎建設整備に当たっては、その必要性を強く感じて、前向きに自分なりに努力してここまで歩んできたつもりでございます。しかしながら、今の状況の中で先ほど大きく2点について質問を繰り返したわけでございますが、どうしてもそのことについて私が理解できる満足な回答はいただけませんでしたので、反対ということで討論をいたします。

私、議員となりまして15年になりますが、その中でこういった2つのことが絡む、先ほど私が指摘した矛盾した行政の進め方という状況の中で議案を審査する、そういった経験は初めてでございます。私は、もう少し議員として今のこういった政治に携わってまいりたいというふうに考えております。そして、いずれ辞めるときが来るんでありましようけど、そのときに私は、自分が今までやってきたことに対して何の曇りもない、しっかりとした議員として議案を審査し、やってきたということでありたいというふうに思っております、これからもこの姿勢はしっかりと守って続けていきたいというふうに思っております。私のこういった考えや思いを改めさせてくれる、ちゃんとした賛成の討論を御期待して、反対討論といたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいま反対の討論がありました。賛成の討論はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

それでは、42号の反対討論がございましたので、私は賛成討論をしたいと思っております。

今、黒田議員の御期待に沿えるかどうかは分かりませんが、私は私なりにこの案件に対して賛成をしたいという旨を述べさせていただきたいと思っております。

そもそも平成16年2月1日に3町1村が合併し、本巣市が誕生してから、4庁体制の分庁舎体制で行政運営が行われてまいりましたが、市民サービスの維持・向上、防災対策の迅速化、健全な行政運営などの観点から、各庁舎の老朽化に伴う整備を検討することとなり、そのことを検討するに当たり、平成19年度の本巣市庁舎整備検討委員会や、平成27年度の本巣市庁舎統合検討委員会が開催され、様々な議論の中で検討が重ねられ、統合の必要性は認識されたものの、具体的な結論には至らず、現在まで分庁舎方式が継続されている状況は御承知のとおりでございます。

その後、専門的な見地から平成29年度に有識者会議で検討された意見書を踏まえ、平成30年度には学識経験者、議会代表、各種団体代表によります整備検討委員会が持たれ、今後の庁舎整備について、基本的事項について、平成31年3月に意見書が提出されております。

また、こうした一連の検討結果を踏まえながら、庁舎の位置については地方自治法でもうたっておりますが、事務所の位置は住民の利用に最も便利であるように、また交通の事情、他の官公庁などについて適当な配慮を払わなければならないと、こう規定を示されておるところでございます。

老朽化に伴う統合新庁舎は、将来にわたりまして過度な財政負担軽減が求められておるのは言うまでもございません。そうした整備を進めるには、合併特例債を有効活用し、期限内に整備する必要があります。一連の会における議論や示されました意見書などを尊重しながら、議会では新庁舎整備検討委員会を設置し、その目的とし新庁舎が市民から愛され、安心して暮らせる中心となることのできる施設整備、新庁舎の整備が本市の発展に資することについて検討する目的で、令和元年9月26日に議会の特別委員会が設置され、調査研究がされてまいりました。

そうした中で、本巣市新庁舎の用地選定については、ただいま上程されております当地番を含む

付近が望ましいと特別委員会で意見集約され、令和2年2月3日付で議長に報告をされております。

議会の合議制の議事機関としての団体意思は、既に私は示されておると思います。新庁舎建設場所として当地番付近は人口重心に近く、公共交通機関や幹線道路との連携も容易であり、市民の利便性が高い場所である。浸水被害の影響も少なく、災害復旧活動の従事スペースが確保でき、幹線道路との接続性、避難所や公共施設との連携も容易であり、防災拠点としての適性が確保される場所である。建設に必要な整形な敷地面積が確保できる場所とともに、道路や土地整備などの経済的負担が少なく、土地利用の優位性も高い場所である。さらに、周辺施設や将来の公共施設と連携したにぎわいのあるまちづくりが可能でございまして、周辺的生活環境にも影響は少なく、将来のまちづくりに寄与する場所である。こうした観点などから、このエリアに新庁舎が建設されることにより、庁舎整備基本方針に示す将来のまちづくりの将来構想がより具現化され、都市計画の変更も生かされるとともに、にぎわいのあるまちづくりが可能となつてまいります。

こうした一連の検討結果を踏まえながら、本巢市として将来、まちづくりに大いににぎわいのある場所が必要であるというようなことから、議員各位におかれましては、本市の発展のためにも条例改正の意義を十分御理解賜りまして、42号の賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（鰐本規之君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

16番 大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

それでは、反対討論ということで発言をしたいと思います。

月曜日の日、初日ですけど、監査報告、代表監査委員が2回ほど自主財源のことについて言及をされておりました。今、この決算によりますと、今自主財源が48.9%、前年よりも0.9ポイント下がったというようなことで指摘をされ、最後に、今後は安定的かつ自主的な財政基盤の構築と財政構造の弾力化に向け、自主財源の確保に取り組まれないというふうに、代表監査員がこのような発言をされています。

そのことを受けてずっと考えておりまして、私は平成7年10月から真正町の町会議員になりました。今あるわけでありまして。その当時、真正町議会最初の若いときに先輩からよく言われたことは、この真正町は、旧本巢郡において1番、2番の貧しい町であると。これを何とかほかと追いつくように、また追い越すように、それをやっていくのが我々、町長以下執行部、また議会の務めである。そんなことから、大西君もそんなことを踏まえて一緒に勉強しながら努力をしてほしいというようなことを、先輩からそのとき懇々と言われました。

そのことを踏まえて、その当時、糸貫町やら旧本巢町、それぞれ工業誘致が進んで財政的には豊かであった、それから真正町は遅れておったということが事実であったと思います。そんなことから、先輩諸氏がそのようなことを言われました。そのことを踏まえて、他にも同志がおられますけど、

そのことをずうっと私は自分の議員としての心得、また常にそのことを踏まえて議員活動をずうっとやっていかなければならないと思っておりまして、現在もそんなことを思ってやっています。

それから合併するまでに10年ほどありましたけど、工業誘致も進み、それから岐阜関ヶ原線沿いに大型の商業施設も誘致して、それこそ税収も上がってやっとはかの町に追いついたなど、また追い越したかなど、そんなようなことで合併をしたというふうに思っています。その10年先、20年先のことまでやっぱり考えて、我々議員も活動していかなければならないのではないか、議員活動していくのが当然だというふうに思っています。

今日、朝玄閣に入ってみましたら、人口が今3万3,890人、大分減ってきております。人口を増やすということは大変難しいことであり、減っていくのは今の社会の状況からいうと仕方がないのかなど思ったりもするわけです。しかし、今、我々先輩たちがやってくれたおかげにおいて、比べてこんなことを言うのはあれですけど、真正町と糸貫町を見ておると、人口は真正地域のほうが1,200名ぐらい多いと思います。そんなことで、人口が多いということは、それだけしっかりとしたまちづくりができて、先輩たち、我々等も含めてそういう町ができてきたのではないかと、そんなことを思っています。いずれにいたしましても、そんなことを踏まえて、我々はこれからも議員活動、また議員の毎日毎日のいろんな勉強もしながらやっていく必要があるのではないかと思います。

先ほども言いましたけど、自主財源を上げるということは大変難しいことでありまして、人口が減ればどうしても市民税は減っていくことは、これは仕方がないというか、これは物理的にもそうなると思います。しかし、固定資産税を上げていくということは可能なことであると思います。固定資産税を上げる、それしか今の道はないかと、そんなふうに思いますので、とにかく工場、工業系にせよ、商業系にせよ、お店にしても、やっぱりいいところに来たいのは当然なことでもあります。

役所というものは、そんないいところに造る必要は僕はさらさらないと思います。これは我々先輩から教わったことでありますけど、役所なんていう公の施設なんかは、そんなものは二の次、三の次の場所でいいんだと。民間の人に来てもらい、民間の工場、商店に来てもらうのが、一番いいところをまず空けておいて、そこから税を上げると、固定資産税を上げると、それが一番大事なことだと、そのことを踏まえて、この本巢の議員になってからもそのことはやってきました。

だから、今回におきましては、僕はこの新しい統合した庁舎を造ることに一切僕は反対をいたします。しかし、今この42号でやろうとするその場所については、やっぱり民間に空けておくべきだと、その庁舎を造るには、ほかのもうちょっと不便なところでもいいというのが私の信条であります。そんなことから、このことについては民間に後を任せて、10年もすれば恐らくあの辺はもういっぱいになると思っております。先ほどから何遍も言いますが、自主財源を確保するためには、どうしてもこの位置については空けておいて、民間へ任せたい。そんなことを思って、私の反対討論といたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいま反対討論がありました。

賛成の討論を。

[挙手する者あり]

13番 若原議員。

○13番（若原敏郎君）

今、反対の討論が出ましたので、賛成討論をさせていただきます。

会派の先輩の反対討論に賛成討論ですので大変心苦しいんですが、自分の信念を曲げることはできませんので、賛成討論をさせていただきます。

先ほど道下議員が言われたように、本巢市が合併したときには、当面は分庁方式でいくと。その後において新しい統合の新庁舎を建設していくということが決められておりました。私はずうっとそれを期待しておりますので、新しい新庁舎建設が進んでいくことは大変期待をしております。

人口減少は、これは自然の流れであって、どうしてもやむを得ないところがあります。先ほど一番いいところは民間の開発に任せるといような発言もありましたんですが、今回の土地に庁舎を建てれば、周りにまだ余裕がありますので、その点については開発が進むと思います。またほかのところに建てたにしても、庁舎の周りは開発が進んで民間が来やすくなると、こんなことを私は思っております。自主財源の確保という面においても、そこに庁舎を建てたことによって、いろいろなお店が集まってくるんじゃないかなあと、こんなことを私は思っております。

順序立てて庁舎統合検討有識者会議、また庁舎整備検討委員会、こんな会議が開かれまして、大まかな意見が集約されまして、最終まとめを市議会から選んだ庁舎整備検討特別委員会で、先日、今まで発表されているようにそういう意見がまとまりまして、その位置としましては、建設予定地としては本当に私はいい場所だと、こんなことを思っておりますし、私の支持者の中に、いろんな方からの意見を聞いたところに、あそこが悪いという人は誰一人おりませんでした。確かに将来的にもっといい場所が出てくるかもしれませんが、先ほどから出ております合併特例債を当てにしての事業は残り3年半くらいですね。今からスタートしないと間に合わないぎりぎりの状態だと、その状態が来ていると思っております。今回可決をして、新庁舎に向けていきたいと、こんなことを私は考えておりますし、万が一これが否決になったら、それはもう新しい庁舎は建てなくていいよという判断になってしまいます。これによって、この条例改正は今回可決すべきだと思いますし、これによってこの本巢市が大きく飛躍できるか、またはこのままでおるかという、こんな判断になると思っておりますので、ぜひよろしく皆さんの御賛同をお願いしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（鰐本規之君）

高田議員、賛成の討論をするということで手を挙げましたが、賛成の討論をしてもよろしい。

○3番（高田浩視君）

私の周りの市民の声を代弁する形で意見を述べさせていただきます。

私は議員に立たせていただいて3年です。その3年前まで、僕はなぜ庁舎が要るんだと、議長が出される広報で意見を見ながら、何で庁舎が要るんだと、そういう思いでいっぱいでした。ここへ

来たらそういう意見を述べたい、そういう気持ちでいっぱいでした。しかし、この今の議論を聞いてみて、その必要性を強く感じています。まして昨年、私は先輩議員と公費を使って東北の視察へ行ってきました。あの現状、そして遠野市。遠野市においては、震災のときの後方支援の在り方、そして紫波町においては新しい庁舎の在り方、そういうものをまじまじと見てきました。本巢市に何が足りないのか、本当に僕はよく分かりました。それで私が幸いにもこの委員会に議長の好意で入れていただいて、新設された各庁舎を見てまいりました。それでもやっぱり同じような思いで庁舎を建設されている、そういう思いでいっぱいでした。

財政の話が出ています。私はこの3年間において、これも公費を使わせていただいて、一生懸命財政の研修に出ています。今月も行きました。その中で何をするかというと、お互いの財政の決算カードを見比べて、お互いはどうなんだ、本巢市はどうなんだと。僕は決して悲観したことは一回もありません。実際に経常収支比率八十五、六%、75%が妥当だと書いてありますけど、そんなことは実際にはありません。どんな恵まれた市でも90%以上の経常収支比率であります。それは今はもう当たり前だと言われております。将来負担比率も20%、これは十分に他市と比較しても耐えられる数字だと思います。

今決めなければ、本巢市は前に進めません。市民の安全は絶対に守れません。人口が減ると言われます。市民はどこに住んでもいいです。きっと皆さん本巢市から逃げていってしまいます。今僕たちが決めなきゃいけないのは、この議案です。どうかそういう思いで、僕はこの後においては、検証すべきは検証すべき、見直すべきは見直すべき、その都度においてやっていくことはやらなきゃいけません。でも、今ここは絶対に僕はここを決めて前へ進むべき。いずれ検証、その後、後戻りはしなくてはいけないこともありますけど、今はここは絶対進むべきだと僕は考えて、この案に賛成したいと思います。どうか皆さん御賛同くださいますことをよろしくお願いします。以上です。

○議長（鰐本規之君）

ほかにありませんか。

賛成でも反対でもいいんですけど。

○14番（瀬川治男君）

反対があります。

○議長（鰐本規之君）

それでは反対の討論を。

14番 瀬川議員。

○14番（瀬川治男君）

私は、この庁舎の横に増築するという委員会が立ち上がったから、ずうっとこの問題には携わってきております。この横に増築という案になりましたときは、要するに今の現庁舎があまり長くもたないという中で、増築してもあまり意味がないだろうということと、やっぱり人口重心ということ考えたときには、もう少し南へ行って考えたほうがいいんじゃないかということで、その案がなくなったというふうに思っております。

それから、次の会議がA B C Dという案が出ました。これはどうかなと思うような、例えば土貴野地区の案が出たり、真正庁舎の横の土地に増築したほうがいいなという話もありました。いろんな話があった中で、最終的にサービスエリア近辺がいいだろうということで、有識者を含めて今の現在の土地になっていったと思っております。

私は当初から、委員会におるときには、やはり糸貫インターチェンジができる、サービスエリアができる、モレラ岐阜もあるといった中で、東西道路としては長良糸貫線が今にできてくる、岐阜関ヶ原線も4車線化でもうやがて完成するという時代なんですね。そういったときに、157の南北線、西部連絡道路、また次に考えていただく西側の道路ですね、そういったものができた暁には、やはり環状道路の近辺の、サービスエリアの近辺の非常に交通アクセスのよくなる場所、そういったところは私もいろいろな企業から聞いておりますけれども、皆さん狙っておるんですね。東海環状東周りが出てきたときに東濃地区が非常に発展した。うちもこの間、瑞穂の方と話していましたら、工場団地が完売できて本巣市さんすごいなあという話も出ております。

そういった中で、やはり先ほどの大西議員ではないですけど、いいなあと思うところへ造るということは私は避けるべきだと思って、前々からもう少し南下した303の南がいいという持論をずっと持っております。将来に向けて子どもたちが大きくなって、この世の中が変わるかも分かりませんし、どういうときになるかも分かりませんが、私が今言うことが、将来20年、30年先、そのときは私はおりませんが、市民の方たちが、こう言っておった議員もおったよということがいい意味で表れてくれるんじゃないかということを期待して私はおります。

だから、今この時期に決めるということについては反対いたしますし、庁舎統合ということについてはもともとから賛成しておる立場ですから、ちょっと自分なりに複雑な思いもありますけれども、私の意見として言わせていただきたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいま反対の討論がありました。

賛成の討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 河村議員。

○5番（河村志信君）

この庁舎問題につきまして、私も新人議員として3年がたち、今回有識者会議も、それから議員の特別委員会も両方参加させていただきまして、その中では一部始終を一番自分自身としては把握しているかなという思いがございます。

有識者会議の場で最初に上げられたのが、まず庁舎一本化が1つ、それから総務、企画、産建を一本化し、福祉、教育は真正にという第2案、それから以前にありました増築案という3つが議題としてありまして、それは一般の方、自治会長さんも4地区より出てみえました。それから教育とか福祉関係の市民の方も出ておまして、15名の方の中で十分に煮詰めまして、新庁舎がいいだろうというふうに結論に至ったと。その中で、パーキングエリア付近の1キロということで決まった

ものですから、それが次の特別委員会の中でA案、B案という2案に絞られ、そしてかつそれもA案ということで決定したということで、執行部のほうへ出されたと思っております。それは私自身としては適正な運用の中で正当な結論だと思っておりますから、今回の議案第42号の提案については、これはもう十分に議論された正しい提案だというふうに認識しております。

それと、当初よりも重要視してきましたのがまず人口の重心、4つの市町が合併して16年たったと、いまだに真正だ、糸貫だ、本巢だ、根尾だというような形で、いつまでも以前の4市町のそういう意識を引きずっているような部分がありまして、いよいよこれから本巢市が一つになって発展していくためには、やはり新庁舎を適正な位置に決めるべきであろうと。

それと、昨今の防災ですね、今回も台風10号が、また大きいのが来るような話もございます。そういう点を強化をするという意味でも庁舎を一本化し、また防災拠点にもなるパーキングエリアの近くに庁舎を持つということは、これは重要なことだなと思っております。

それから交通の要衝であるということで、西部連絡道路、それからこれから造られるであろう長良糸貫線という点では、私自身としてベストな位置の決定じゃないかなあというように踏んでおります。

特に重要視したいのが、私としましては、私も今66歳ですから、あと何年おるのかなというところですけど、今住んでいる30代、40代、50代の若い世代がこれからも本巢市に住み続けたいと、魅力あるまちだと、一つの市なんだというためには、やはりいい場所に堂々と、本巢市にはこういう庁舎があり、市民が一致団結して発展しているまちだということにも、やはり今回の場所というものには私は適正だと考えております。私としては事の本質というんですかね、何をこの先、将来を見据えて判断していくかということが一番のポイントとして今回の議案についても取り組んでいきたいということで、賛成討論ということで締めたいと思います。以上です。

○議長（鰐本規之君）

今、賛成の討論がありました。反対の討論はありませんか。

[挙手する者なし]

なければ、私が討論に参加したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

副議長と交代をいたします。

[発言する者あり]

○議長（鰐本規之君）

議長、副議長が反対の討論に参加するということは、多分議会の中においては初めてであろうと思っておりますし、私も初めてでありますし、経験不足でありました。

今、事務局より指摘がありまして、副議長が反対討論に参加したときは議長の席に座れないということでありましたので、これは地方自治法第107条の規定というものがありますので、それに従いまして、仮議長を選任したいと思っております。

この場合は、年長議員を選出することとなっておりますので、12番 村瀬明義君を選任したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、村瀬議員と席を替わります。

〔仮議長 議長席に着席〕

○仮議長（村瀬明義君）

それでは、議長が討論を行われますので、私が議長の職務を行います。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

それでは、8番 鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

ただいま議題となっております42号について、反対の立場から討論に参加させていただきます。

今、議長席から反対の討論、また賛成の討論を聞かせてもらいました。それぞれに思いのある討論で、熱い思いで聞かせていただいております。けれども私の立場として、また私が市会議員として選ばれたという自負の中において、反対討論をさせていただきたいと思っております。

私も、議長という立場からいろいろな会合に参加させていただきました。3年の長きにわたり議長をしていたことから、いろんなことが分かってまいりました。

また、私よりも先輩議員である上谷議員におかれましては、監査委員ということで本巢市の財政等々の監査委員として3年間働いてもらっています。その監査委員の経験を持つ上谷議員から、今この財政の中において、またこのコロナ対策をこれからも市民のために維持していこうとすると、今何らかの形で30億近い基金があるけれど、これも3年、4年のうちになくなっていくであろうというお話を伺いました。また、多くの市民の方から、私が発行しておりますときの会ニュースを見て、どうして今この時期に35億ものお金をかけ、造らなければいけないのかという御指摘もいただいております。また、行政経験者の方からも、今役所を新たに造ることについては非常に問題があるという御指摘もいただいております。

賛成討論をされた方たちのお話の中に、本巢市の発展のため、住みよいまちをつくるために庁舎が必要であるとの賛成討論が多く聞かれました。けれども、本巢市の発展に新庁舎が必要であるかということには大きな疑問符が湧くわけであります。

私も議員となって10年以上を経過しております。私が議員となった当初には基金というものは今ほどなかったかと思っておりますが、議員としての職務を果たすため、東京や県に陳情に行き、少しでも財政負担にならないようにということをお願いをし、多くの補助金を頂いてきて、そしてその結果として基金がたまるようになってきたかと思っております。

また、今商業施設になっている旧真正町にあるイオンが来ているあの施設においてもいろいろな問題があり、そして解決できない、これでは市にとって非常に迷惑であり、通る市民にとってもいい結果をもたらさないということで、私は私なりに解決をし、そして地域の地主の方たちにも感謝をされていると自負をしております。結果としてそこにイオンが来て、いろんな形で本巢市も少しずつ発展をするきっかけとなっております。

本巢市が発展することは、役場が新しいから発展するのではなく、議員各位が議員としての働きをし、そして提言をし、そこに住んでいる市民の方たちに、市長さんが常々言っている安心・安全、笑顔あふれるまちにすることが第一かと思っております。そのことにおいて、本当に35億もの金をかけ、その負担を市民に強いることが、市長さんが常々言っていることに報われるであろうか、またそれを支援した議員として、それが実行されるであろうか疑うわけであります。

新庁舎建設においては、賛成討論の中において合併特例債を使わなければもうできないというような発言もありました。合併特例債はあくまでも合併特例債であり、全額国が面倒を見てくれるわけではありません。簡単な言い方をしますと、35億使うためには、本巢市の一般会計から10億近い金が提出されるわけであります。

議論の対象となっております庁舎統合、また新庁舎を造るというような議論は、民主党が天下を取って、そして経済が少しおかしくなって、そして今の安倍総理大臣がアベノミクスというものを出しながら経済成長を促してきて、株価が1万円を切るものが2万3,000円まで上がるような結果の中において、急成長期と言われる中において議論され、それに伴い財政も豊かになろうという中において新庁舎建設というものが語られてきたと思っております。

しかるに、この2月から新型コロナウイルスという問題が出て、国においては想像もつかないような財政を出し、この財政の穴埋めは市民に問われ、また県においても同じことが言える。当然この本巢市においても、厳しい財政の中において、また新たな財源が必要となる。また、安倍首相のときに働き方改革というものが打ち出され、それを実行していこうとすると、職員各位に対しての手当等々に対して1億5,000万ものお金が新たに必要となる。また、今回会計監査委員からの報告にあるように、財政は非常に厳しい。一つ分かりやすい例で言いますと、水道においては、水道の水を出した料金よりも頂く料金のほうが非常に少ない。言い方を変えれば、水漏れが30%近くかな、20%以上あるようなことが指摘をされました。これは裏を返せば、古い管がいまだに本巢市には多く埋まっているということの指摘であります。

賛成討論の中においては、災害時において拠点となるどうのこうのということが語られていますけれど、地震という災害が起きたときに、復興するのは水道だけで結構です。命の源となる水を安定的に供給するには多くのお金が要るんです。そういうことを監査委員が指摘をしている。まだまだ多くの指摘がありました。そういう中において、35億ものお金を使って新庁舎を造ることは本当に市民のためになるのか、この本巢市のためになるのかということをやいま一度考えていただきたいと思えます。市民の声の代弁者として、選ばれた議員としての誇り、そして責務というものを十二分に発揮していただきたいと思えます。

議員各位におかれましては、議員はあくまでも行政において監視役であり、また行政においても法を遵守するということが大前提としてあるわけであります。今回の測量入札においても、答弁をいろいろ聞きましたけれども、到底理解の得られる答弁ではありませんでした。財政のこと、また市からの都市計画等々の中で言われる人口の推移を見ても、この庁舎が完成し、機能する頃においては3万人を切るのではないかとと言われる。そして、新しい役場を10年使った後の人口の推移を

見れば、2万人を優に切るという人口の経緯を示しています。その中において、後々市民に大きな負担をかける新庁舎を造ることが本当に必要であるか否か、議員としてよく判断をしていただき、切に議員としての責務を全うしていただくことを切に切にお願いをして、私の反対討論といたします。

○仮議長（村瀬明義君）

ほかに討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

1番 高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

反対討論に対して賛成討論をさせていただきます。

まず、財政面について私が賛成することですけれども、この議案第42号の奥には庁舎を統合するというこの決定がなされるというものが含まれているんじゃないかなと私は感じております。それに対して、財政、目先のお金が35億というような話が今出ましたけれども、将来的に今統合しなければ、分庁舎方式のままでいくのであれば、今後50年間の財政は非常に厳しく感じるころであります。今統合しなければ、将来の子どもたちに私は負の財産を残す、そのように感じるわけです。財政面に関しましてはそのような意見があります。

続いて、まちづくりについてでございますが、昨今、人口減少というこの社会の中で、コンパクトシティというまちのつくり方があります。これが今この日本の中で一番最適であるというまちのつくり方です。そのコンパクトシティは、やはり庁舎、または交通機関、そういったところが集約する中心点から、集落や、また商業施設、工業施設にラインを伸ばすというまちのつくり方です。そのまちのつくり方に対して、この本巢市が示したA案というその地域は、それに近いものだと私は感じているところでもあります。それに対しても私は賛成という意味で発言をさせていただきました。

いずれにしても、この早野255番地の地域においても私は賛成でありますし、財政面に関しましては、このまま分庁舎方式を進めるのではなく、庁舎統合を進めるべきだと私は感じ、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○仮議長（村瀬明義君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案については地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の賛成を必要とします。この場合、議長も表決権を有します。

ただいまの出席議員数は議長を含め16人であり、3分の2以上は11人です。

なお、起立でない方は反対として取扱いをさせていただきます。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君は起立を求めます。

[賛成者起立]

起立12人であり、3分の2以上であります。御着席ください。

したがって、議案第42号 本巢市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

これにて私の職務は終わりましたので、議長に代わります。

[議長 議長席に着席]

○議長（鰐本規之君）

議案第42号については結果のとおりであります。反対討論、賛成討論、また新しい議員の1期生の議員の方たちの賛成討論を聞かせていただきまして、改めて敬服をする所存であります。

1時間以上たちましたので、暫時休憩といたします。1時まで暫時休憩といたします。

午前11時29分 休憩

午後1時01分 再開

○議長（鰐本規之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第43号（質疑・委員会付託）

○議長（鰐本規之君）

日程第2、議案第43号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第44号（質疑・委員会付託）

○議長（鰐本規之君）

日程第3、議案第44号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第45号（質疑・委員会付託）

○議長（鰐本規之君）

日程第4、議案第45号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第46号（質疑・委員会付託）

○議長（鰐本規之君）

日程第5、議案第46号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第47号（質疑・委員会付託）

○議長（鰐本規之君）

日程第6、議案第47号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第48号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第7、議案第48号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第49号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第8、議案第49号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

日程第9 認定第1号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第9、認定第1号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

日程第10 認定第2号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第10、認定第2号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

日程第11 認定第3号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第11、認定第3号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第3号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

日程第12 認定第4号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第12、認定第4号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第4号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

日程第13 認定第5号（質疑・委員会付託）

○議長（鰐本規之君）

日程第13、認定第5号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

日程第14 認定第6号（質疑・委員会付託）

○議長（鰐本規之君）

日程第14、認定第6号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第6号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は予算決算委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第15 認定第7号（質疑・委員会付託）

○議長（鐔本規之君）

日程第15、認定第7号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第7号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第7号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

散会の宣告

○議長（鐔本規之君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

9月10日木曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

なお、委員会の日時については、お手元に配付したとおりです。

本日はこれにて散会いたしますので、よろしく願いをいたします。お疲れさまでございました。

午後1時11分 散会